

令和6年度

今治保健所運営協議会資料



日時: 令和6年12月23日(月)

15:00~16:00

場所: 東予地方局今治支局

4階 大会議室

今 治 保 健 所

今治保健所運営協議会 委員名簿

区分	職名	氏名	備考
市町代表者	今治市長	徳永 繁樹	
	上島町長	上村 俊之	
関係行政機関代表者	今治警察署長	中島 恭庸	
	今治市消防本部消防長	山本 秀明	
医療関係団体代表者	今治市医師会長	木本 眞	会長
	今治市歯科医師会長	井出 勇次	
	愛媛県薬剤師会今治支部長	岡本 ひとみ	
	済生会今治病院看護部長	宮嶋 優里	
医療施設代表者	愛媛県立今治病院長	川上 秀生	
学校代表者	今治市学校保健会長 (今治市立桜井中学校長)	佐藤 寿一	
社会福祉施設代表者	社会福祉法人 今治市社会福祉協議会長	長野 和幸	副会長
事業場代表者	今治商工会議所女性会長	村上 ひかる	
	今治地区食品衛生協会会長	矢野 晴詩	
学識経験者その他	今治市連合婦人会長	村上 恵子	
	今治市食生活改善推進協議会長	別府 明美	
	今治市越智郡地域家族会 来島家族の会 会長	村上 哲宣	
		16名	

今治保健所の概況及び主要事業について

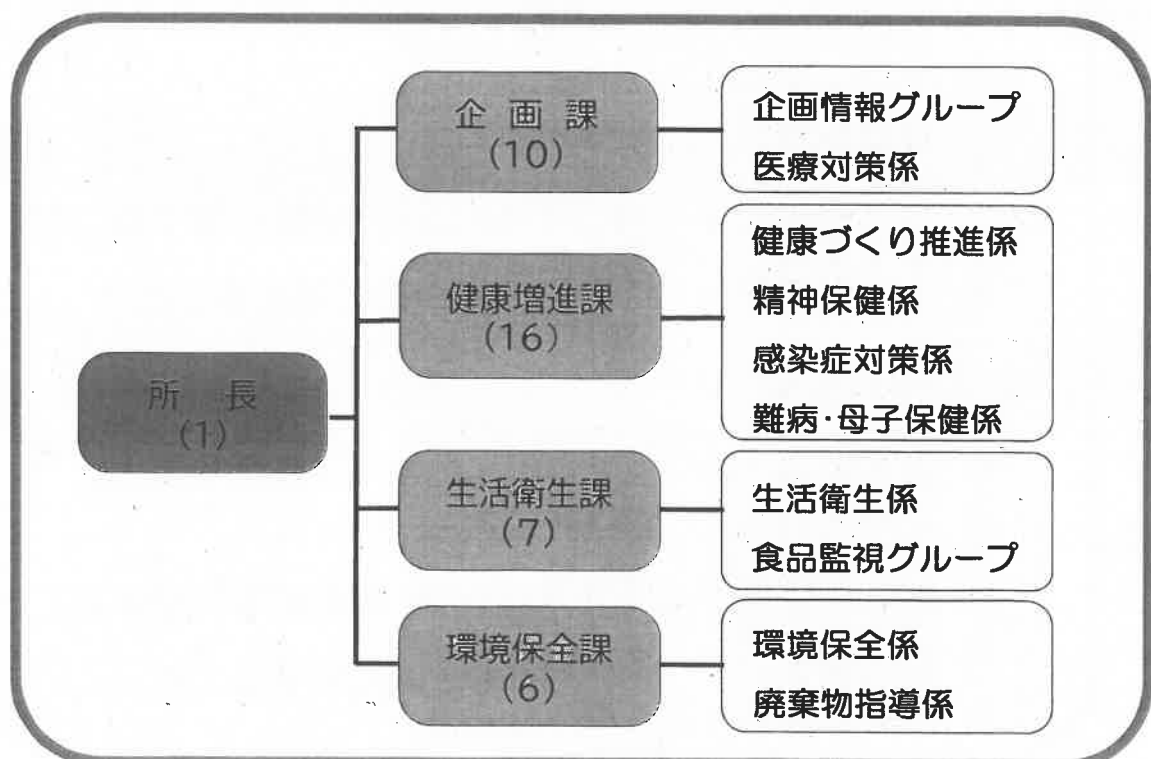
課名	項目	ページ
企画課	企画課の業務概要について	3
	薬物乱用防止対策について	5
健康増進課	健康増進課の所管業務	9
	自殺対策事業について	10
	感染症対策マネージャー養成研修について	15
生活衛生課	生活衛生課の所管業務	19
	レジオネラ対策について	20
	食の安全・安心対策について	22
環境保全課	環境保全課の所管業務	25
	環境保全と廃棄物対策について	25

今治保健所 企画課の業務概要 について



令和6年度今治保健所運営協議会（令和6年12月23日）

今治保健所の組織



職種別職員配置状況

(企画課に所長含む) 令和6年4月1日現在

職種	現員	企画課	健康増進課	生活衛生課	環境保全課
医師	2	2			
獣医師	3			3	
薬剤師	9	4		4	1
保健師	12	1	11		
管理栄養士	2		2		
臨床検査技師	1		1		
歯科衛生士	1		1		
化学	4				4
事務	6	4	1		1
合計	40	11	16	7	6

企画課の業務

○企画情報グループ

- 1 予算・決算に関すること
- 2 庶務に関すること
- 3 保健所運営協議会に関すること
- 4 健康危機管理に関すること
- 5 医療・保健・福祉の連携の推進に関すること
- 6 地域保健関係職員の研修の企画・調整に関すること
- 7 学生実習に関すること
- 8 人口動態統計その他の保健統計に関すること

○医療対策係

- 1 医療法・医療相談に関すること
- 2 救急医療に関すること
- 3 地域医療構想に関すること
- 4 災害医療に関すること
- 5 医薬品医療機器等法及び麻薬、毒劇物等に関すること
- 6 薬物乱用防止に関すること
- 7 あん摩マッサージ指圧師等の法に関すること
- 8 医療従事者免許に関すること

薬物乱用防止対策について



薬物乱用防止キャラクター
「ダメ。ゼッタイ。」くん



愛媛県イメージアップキャラクター
「みきやん」

薬物乱用防止対策事業 年間活動スケジュール

- 4～6月 不正大麻・けし撲滅運動
- 5～7月 薬物乱用防止指導員協議会 今治保健所地区協議会 総会
- 6～7月 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動
 - ・街頭キャンペーン
 - ・国連支援募金運動
- 10～11月 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動
薬物乱用防止地区大会
- 通年 講習会・相談対応・啓発資材配布

《愛媛県薬物乱用防止指導員協議会》

- 保護司・少年警察ボランティア協会員等を「愛媛県薬物乱用防止指導員」に委嘱し、地域に密着したきめ細やかな薬物乱用防止普及啓発活動を実施(昭和60年度～)。
- 平成6年度、愛媛県薬物乱用防止指導員協議会を設置、当地域には「今治保健所地区協議会(指導員55名)」を設置し、組織的かつ積極的な啓発活動を展開



薬物乱用防止キャラクター
「ダメ。ゼッタイ。」くん

不正大麻・けし撲滅運動(4～6月)

目的

不正栽培及び自生する大麻・けしを撲滅するため、これらの大麻・けしの発見及び除去を実施するとともに、広く一般に対して大麻・けしに関する正しい知識の普及を図る

活動内容

- ・保健所職員による自生けしの抜去
- ・管内の高等学校等への啓発資材の配布、市町広報誌への掲載

アツミゲシ(セティゲルム種)



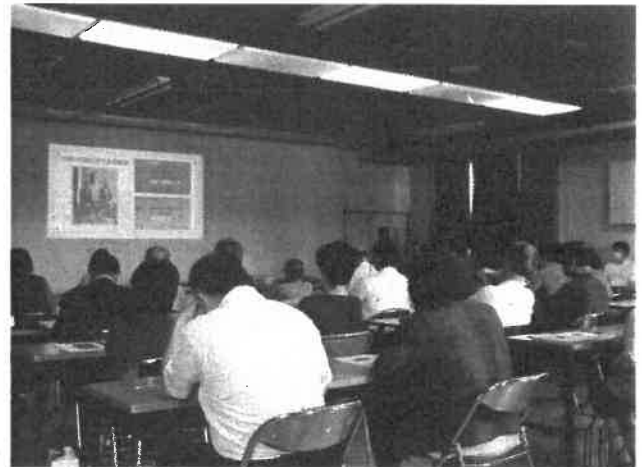
ケシ(ソムニフェルム種)



今治保健所管内 令和6年度実績

アツミゲシ(セティゲルム種) 2,471本抜去(令和5年度: 5,216本)

愛媛県薬物乱用防止指導員 今治保健所地区協議会総会



開催日時: 令和6年6月4日(火) 14:00～14:50

実施場所: 今治支局4階大会議室(今治市旭町1丁目4-9)

令和5年度事業報告・令和6年度事業計画の承認
指導員研修会

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(6～7月)

目的

薬物乱用防止活動において、官民一体となり、国民一人ひとりの薬物乱用問題に対する認識を高めるとともに、国連総会決議に基づく「6・26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図ることにより、内外における薬物乱用防止に資する

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動街頭キャンペーン



開催日時: 令和6年6月4日(火) 15:40～16:40

実施場所: イオンモール今治新都市
(今治市にぎわい広場1-1)

ティッシュ等の啓発資材
約500セット配布



「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金運動

今治保健所管内 各関係団体
募金額(合計): 215,939円

麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動(10～11月)

目的

麻薬・覚醒剤・大麻等の薬物乱用による危害を広く国民に正しく認識してもらい、国民が一体となってこれに立ち向かう体制を作ることによって、薬物乱用による弊害の根絶を期する

街頭キャンペーン(文化祭)



開催期間: 令和6年10月24日(木)

10:30～14:30

実施場所: 愛媛県立今治北高等学校



- ・薬物乱用防止クイズの実施
- ・ティッシュ等の啓発資材
約500セット配布

薬物乱用防止東予地区大会(10~11月)

目的

地域住民に薬物乱用の恐ろしさ、乱用されている薬物及び薬物乱用防止に関する知識を啓発すると共に、愛媛県薬物乱用防止指導員の指導研修を行う



開催日時: 令和6年11月26日(火) 14:00~
実施場所: 今治市民会館 大会議室



- ・感謝状贈呈等
- ・指導員体験・事例発表(指導員)
- ・講演(今治警察署)

まとめ

若年層への普及啓発を念頭に街頭キャンペーン等
各種運動を実施



薬物乱用のない地域・社会の実現

薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」



健康増進課の所管業務

地域保健法 第6条

保健所は、次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行う

対人保健

保健予防活動

- ・栄養、健康
- ・母子、老人、歯科
- ・精神、難病
- ・感染症

- 1 地域保健に関する思想の普及及び向上
- 3 栄養の改善及び食品衛生
- 8 母性及び乳幼児並びに老人の保健
- 9 歯科保健
- 10 精神保健
- 11 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健
- 12 エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防
- 14 その他地域住民の健康の保持及び増進

係の所管業務

健康づくり推進係

- 生涯を通じた健康づくり対策
- がん対策
- 食育の推進
- 健康・栄養調査(国・県)
- 特定給食施設等指導
- 受動喫煙の防止
- 栄養成分表示及び誇大表示の禁止の指導
- 歯科口腔保健対策
- 栄養士免許の事務 等



【健康づくり推進係】
管理栄養士 2名
歯科衛生士 1名

精神保健係

- 精神保健相談・家庭相談
- 措置入院・精神科救急
- 自殺対策
- ひきこもり対策の推進
- 高次脳機能障害支援の普及
- 精神障がい者地域ケア
- 認知症医療体制整備の推進
- 自立支援医療費(精神通院)の事務 等



【精神保健係】
保健師 4名

感染症対策係

- 感染症対策
感染症発生動向調査、感染症予防普及啓発
- 結核対策
登録管理、DOTS事業、講演会
- エイズ・特定感染症対策
特定感染症検査、予防啓発
- 肝炎対策
医療費助成、肝炎ウイルス検査
- 危機管理体制整備
新型インフルエンザ等の発生に備えた体制整備、訓練の実施 等

【感染症対策係】
臨床検査技師 1名
保健師 3名

難病・母子保健係

- 難病対策
医療費助成
難病患者地域ケア
ケアプラン作成、難病患者訪問・相談指導
- 母子保健対策
小児慢性特定疾患医療費助成
不育症検査費用助成事業
生涯を通じた女性の健康支援
ケア会議、家庭訪問・相談指導 等

【難病・母子保健係】
保健師 2名

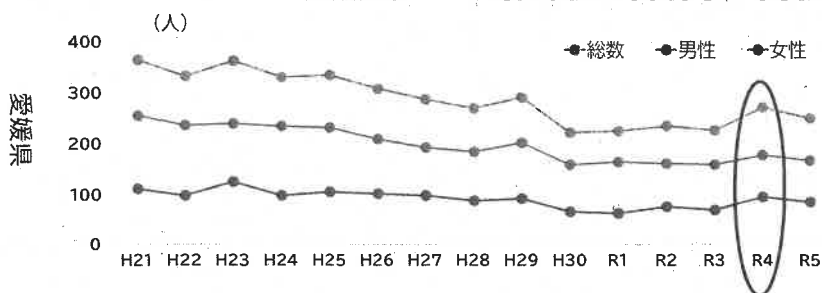
自殺対策について

01 概要

02 主な取組

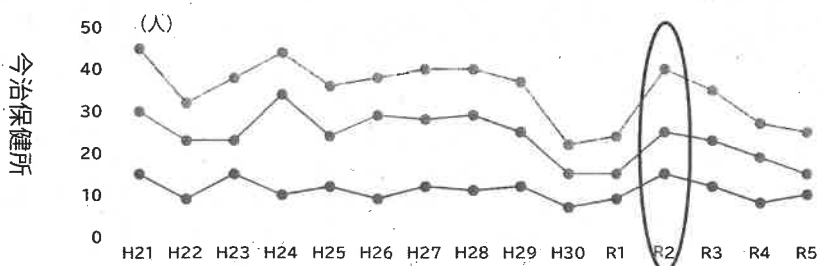
- (1) 情報分析・情報提供機能強化事業
- (2) 若年層対策事業
- (3) 相談支援事業
- (4) しまなみ「心」ネットワーク（自殺未遂者支援事業）

愛媛県・今治保健所管内の自殺者数年次推移



R5年の愛媛県の自殺者数 **250人**
(前年比:-21)

コロナ後のR4に増加していたが、
前年に比べ減少した



R5年の今治管内の自殺者数 **25人**
(前年比:-2)

女性の自殺者数は増加

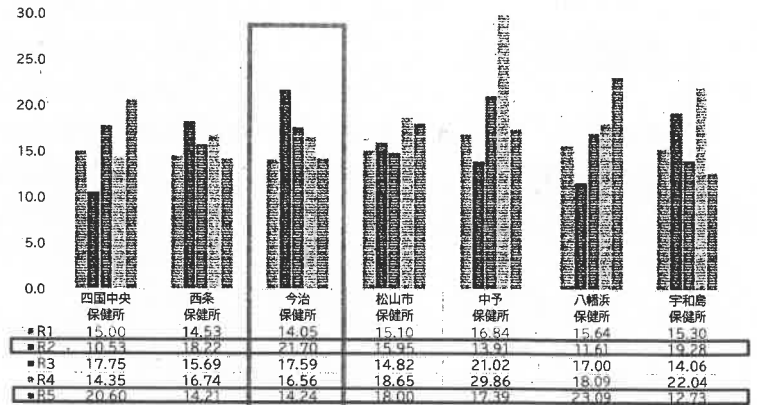
資料：警察庁自殺統計(自殺日・住居地)確定値より

保健所管内別の自殺死亡率（総数）

- R5年全国の自殺死亡率 **17.2**
- 愛媛県の自殺死亡率 **18.8**
- 今治管内の自殺死亡率 **14.2**

- 今治保健所では、R2年に急増して以降、徐々に減少しており、以前の水準には戻りつつある。

(人口10万対)

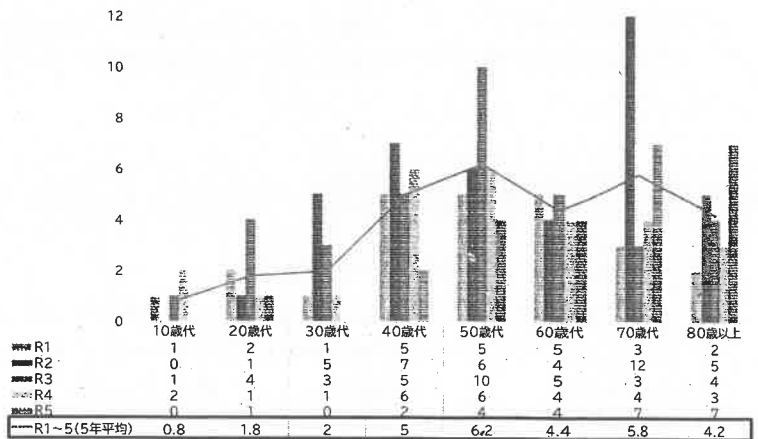


資料：人口動態統計、住民基本台帳日本人人口より算出

今治保健所管内の年齢階級別自殺者数の推移

- R元年からR5年の5年平均でみると
- **50歳代** が最も多く、
- 次いで **70歳代**、**40歳代** の順となっているが、
- 10～30歳代** の少くない人数がいる。

(人数)

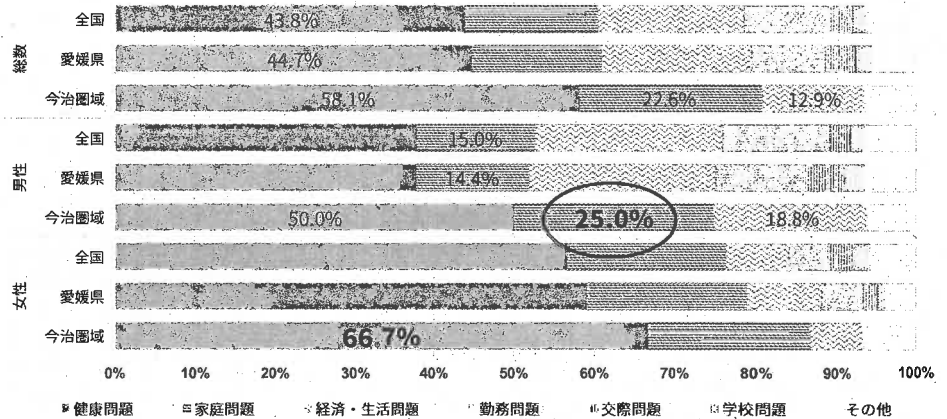


資料：警察庁自殺統計(自殺日・居住地)確定値より

原因・動機別の自殺者の状況（R5）

男女とも
健康問題が多い

男性は
家庭問題が
全国、愛媛県と比べ
多い



自殺の原因・動機に係る集計については、選挙等の自殺をよける有様により巧らかに異なってくる原因・動機を4つまで計上可能としている

資料：警察庁「自殺統計（自殺日・居住地）」（確定値）

（1）情報分析・情報提供機能強化事業

自殺関連統計の情報収集や分析を行い、自殺の課題把握や対策検討のため、地域関係者のワーキング部会や自殺対策検討連絡会を開催し、保健分野のみならず、医療や労働・教育・警察等の機関と連携を図りながら、取り組んでいる

（2）若年層対策事業

大学生や小・中学校の教師を対象に、
「学生自身や友人のこころの健康について考える機会にする」
「ストレスやこころの健康に関する学習やコミュニケーションスキルの向上を図る」
等を目的に、こころの健康に関する講話を開催している

(3) 相談支援事業

本人や家族、関係者からの個別相談（電話、来所、訪問等）を行っている
必要に応じてケア会議を開催し、多方面からの支援検討を行っている
また、自殺が増加している女性の対策として、関係各課と連携しながら、妊産婦やDV等の
困難な問題を抱える者への相談支援も行っている

(4) しまなみ「心」ネットワーク（自殺未遂者支援事業）

未遂者については、警察や医療機関等からの情報提供で把握することが多い
本人・家族との面談、ケア会議等を行い、適切な支援に繋げるよう努めている
また、二次救急医療機関と連携し、相談窓口連絡票を活用した取組みを行っている

しまなみ「心」ネットワーク



- **目 的** 自殺未遂者やその家族に対する相談支援を強化する体制づくりを行うことにより、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- **関係機関** 二次救急医療機関、精神科病院・クリニック、市、保健所他
- **内 容** 自殺の現状や各機関の取組みの把握、課題の整理
事例検討・事例報告
 - R6年度の実績
 - ・医療機関等からの情報提供（相談窓口連絡票の活用）
21件（R6.11.30現在）
 - ・しまなみ「心」ネットワーク会議 5回/年（予定含む）

医療機関等からの情報提供

21件 (R6.11.30現在)

(内訳：10代(4件) 20代(2件) 30代(4件) 40代(3件) 50代(5件) 70代(3件))

しまなみ「心」ネットワーク 相談窓口連絡票(依頼・今治市関係)

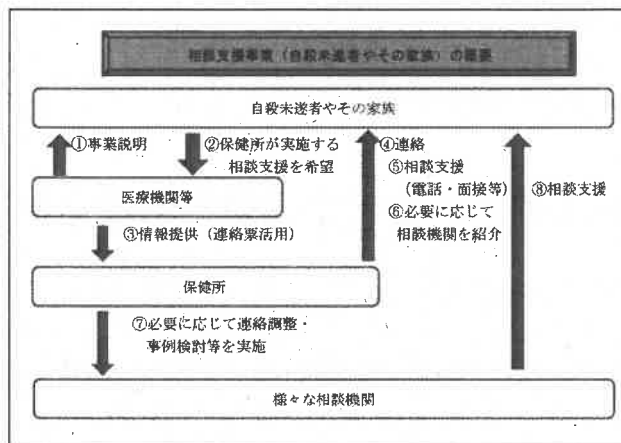
依頼日: 年 月 日 曜日

相談窓口を転送することに関して
【本人の同意あり・なし 親族の同意あり・なし】

氏名	性別	男・女
生年月日	T・S・H	年 月 日 才
住所		
氏名	性別	
生年月日	T・S・H	年 月 日 才
住所		
相談機関		
担当者		



連絡先: 〒794-8502
今治市南町1丁目4-9
今治市保健 相談支援課 相談窓口係
TEL: 0898-25-2500 FAX: 0898-25-2505



- 電話・面接にて状況確認を行う
- 情報収集を行いながら、**リスクの確認、問題の整理、解決に向けた支援**を開始
- 必要に応じて、精神科への**受診調整**や**受診支援**を行う
- 支援内容に応じて、**ケースカンファレンス、事例検討**を行う

しまなみ「心」ネットワーク会議

実績 しまなみ「心」ネットワーク会議 5回/年(予定を含む)

● 事例報告・事例紹介

二次救急医療機関から緊急性のある者として情報提供があり、精神科医療(入院)へつながった事例
消防経由で警察から緊急性のある者として通報があり、精神科医療(入院)へつながった事例

● グループワーク・情報共有

自殺未遂者の家族支援について考える
希死念慮や自殺願望がある方の対応について考える



令和6年度新規事業

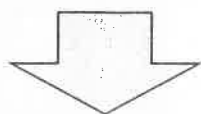
「感染症対策マネージャー養成研修会」

「感染症対策マネージャー連携会議」

感染症対策係

新興感染症(新型インフル等)対応

- ・ 高齢者施設における感染対策の重要性
※感染症に対する抵抗力が弱い
重症化しやすいハイリスク者
集団で生活する場



対策を強化

感染症対策
マネージャー

研修会
連携会議

感染症対策マネージャー 養成研修会

【目的】

平時からの感染対策の強化を図り、
感染対策の中心的な役割を担う人材づくり

【マネージャーの役割】

感染症対策の知識を有し

- ・ 外部の専門家からの助言を受ける
- ・ 施設内の感染対策を指導する

令和6年9月26日実施 養成研修会

①参加者 30施設 31名

②内容 講義 実技 PPE着脱 ゾーニング
演習



感染症対策マネージャー 連携会議

【目的】

平時からの 課題や有事の対策、
好事例等を共有し 自施設での対応に反映

【連携会議の役割】

圏域内の 感染症認定看護師や医師等
専門家との顔のみえる関係づくり

令和6年9月26日実施
連携会議



参加者の声

- 実技はとても有意義。
- 改めて感染対策を再確認できた。
- 知識の再確認ができた。
- 他施設での対応が参考になった。

生活衛生課の業務

生活衛生係（2名）

- 生活衛生関係施設
許認可、監視指導
(理容所・美容所・クリーニング所・公衆浴場、旅館・興行場)
- 動物の愛護及び管理、狂犬病予防
飼犬・飼猫等の適正飼養の指導
- 建築物における衛生的環境の確保
特定建築物の届出、事業登録等
- 各種免許
免許事務
(調理師・ふぐ取扱者・クリーニング師、製菓衛生師)

生活衛生課の業務

食品監視グループ（4名）

- 食品営業施設
許認可、監視指導、食中毒、違反食品対応等
- 食品表示に関すること
- 食の安全・安心総合相談窓口対応
- 食品衛生知識の普及啓発
食品関係営業者・消費者等へ啓発(講習会等)



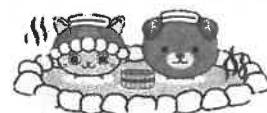
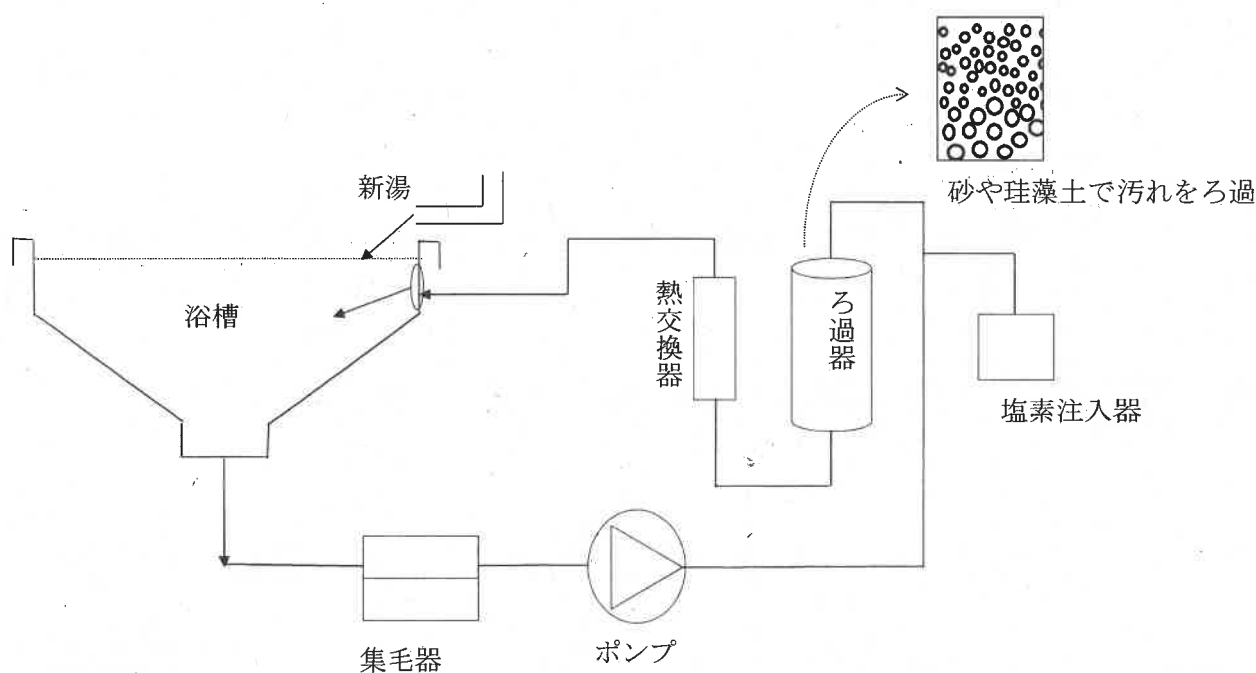
レジオネラ対策



- ・気泡装置等(循環式浴槽、冷却塔水、加湿器)で発生したエアロゾルを吸入することでおこることがある。
- ・旅館や公衆浴場等の循環式浴槽の適切な衛生管理が求められる。

※R5浴槽水のレジオネラ検出施設数:5施設

一般的な循環式浴槽の系統図



主な指導事項

- ・浴槽水の換水：毎回（連日使用循環水は週1回）以上
- ・循環配管の消毒：週1回以上
- ・遊離残留塩素濃度を0.4mg/L程度を保つこと。
- ・定期的な水質検査の実施



犬猫に関する問題

- ・犬猫の殺処分
- ・捨て犬、捨て猫
- ・飼い主のいない猫への餌やり
- ・多頭飼育崩壊
- ・虐待、ネグレクト
- ・近隣迷惑な飼い方



R3～R5年度：地域協働動物共生社会づくり事業

R6～R8年度：人と動物の共生推進事業

- ・啓発（愛顔の生きものの係教室等）
- ・関係機関との連携



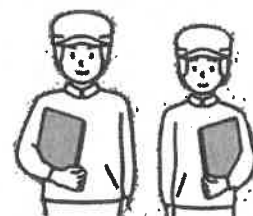
食の安全・安心対策について



今治保健所管内食品監視件数

年度	分類	監視対象 施設数	監視 計画数	監視 実施数	監視率 (%)
令和 5年度	重点施設	940	519	476	91.7
	一般施設	3,048	1,033	1,070	103.6
	計	3,988	1,552	1,546	

「重点施設」とは、食中毒事故の発生頻度が高い又は発生時の影響が大きいと考えられる施設(大量調理施設、広域流通品製造施設など)



食品監視グループの業務

● 食品表示に関すること (件)

	相談件数	立入検査数	収去検査数	指導数
R5	43	896	141	16

● 食の安全・安心総合相談窓口対応 (件)

	有症苦情	衛生不備	異物混入	その他
R5	16	5	1	4

● 食品衛生知識の普及啓 (件; ()内は人数)

	講習会(事業者)	講習会(消費者)
R5	8(267)	4(54)



愛媛県の食中毒発生状況



令和6年度

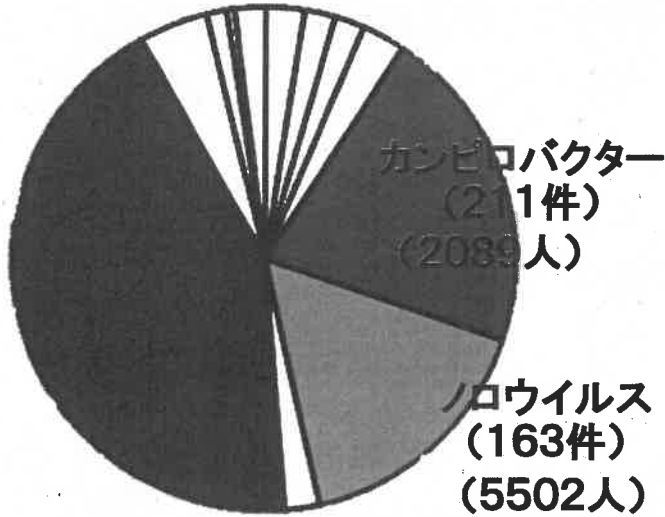
番号	発生日	原因施設	喫食者	患者	原因食品	病因物質	摂取場所	調理
1	7月15日	今治市	73	13	会食	カンピロバクター	飲食店	飲食店
2	9月24日	四国中央市	6	5	会食	カンピロバクター	飲食店	飲食店
3	11月17日	宇和島市	38	11	会食	サルモネラ(O7)	飲食店	飲食店

令和5年度



番号	発生日	原因施設	喫食者	患者	原因食品	病因物質	摂取場所	調理
1	4月5日	不明	1	1	不明	アニサキス	不明	不明
2	6月5日	四国中央市	17	8	会食	カンピロバクター	飲食店	飲食店
3	11月5日	八幡浜保健所管内	32	6	刺身及び寿司(推定)	不明	飲食店	飲食店
4	2月8日	大洲市	10	7	仕出し弁当	ノロウイルス	施設等	飲食店

令和5年 食中毒発生状況 (全国事件数)



総数: 1021件

管内食中毒発生状況

年度	施設	患者	病因物質
R6	飲食店	13	カンピロバクター
R5		(発生なし)	
R4		(発生なし)	
R3	飲食店	35	ノロウイルス
	家庭	1	ふぐ毒
	家庭	1	ふぐ毒

食中毒防止啓発

鶏肉料理を扱う飲食店の皆さまへ
鶏肉は十分に加熱して提供しましょう
生食または加熱不十分な鶏肉料理...「カンピロバクター」食中毒が多発...
十分な加熱調理をして、安全に提供しましょう。

鶏肉を生や半生で提供していませんか？
必ず十分な加熱調理を確保するため、以下内容をしっかりとご確認ください。

「新鮮だから安全」ではありません！
加熱調理や用途不明の鶏肉を、生食用に使用してはなりません。

中心部の色が変わるまで加熱しましょう。中心部まで5分程度は1分間以上。
中心部が十分に加熱されているか、温度計で確認してください。
肉の表面が焦るとは十分に加熱されているとは限りません。

鶏肉は加熱調理が完了したら、すぐに食べるか、冷蔵・冷凍してください。
加熱調理が完了したら、すぐに食べるか、冷蔵・冷凍してください。

鶏肉によるカンピロバクター食中毒を発生させないために
～「加熱用」表示をしっかり確認～

鶏肉を扱う飲食店
● 加熱調理や用途不明の鶏肉を、生食用に提供してはなりません。
● 鶏肉・鶏肉料理を調理する際は、加熱用表示の表示をしっかりと確認してください。

食肉処理業者、卸売業者の皆さまへ
● 通知に基づき、食品表示(食品表示)を十分に加熱して、お返しにしてください。食品表示には、加熱用表示の表示等が、鶏肉の加熱を確実に実施するための表示です。必ずご確認ください。

詳しい情報を知りたい方へ
食中毒予防の新しい情報は、以下のウェブサイトを通じてお知らせいたします。

公設国産鶏肉流通センター
公設国産鶏肉流通センター
公設国産鶏肉流通センター

フグが原因の重症事例が発生しています！

「ナゴヤ」にも、フグ毒があります！
「ナゴヤ」とは、クワガタ、マコガ、シロクワガタ、ナシクワガタ、ヒメクワガタ、ムシクワガタなどの総称です。「ナゴヤ」は、ナゴヤクワガタの総称です。ナゴヤクワガタは、ナゴヤクワガタの総称です。ナゴヤクワガタは、ナゴヤクワガタの総称です。

フグ毒は青酸カリの約1000倍の強さです！
フグ毒は、ナトリウムシアン化水素の総称です。ナトリウムシアン化水素は、青酸カリの約1000倍の強さです。ナトリウムシアン化水素は、青酸カリの約1000倍の強さです。

フグの毒は、ナトリウムシアン化水素の総称です。ナトリウムシアン化水素は、青酸カリの約1000倍の強さです。ナトリウムシアン化水素は、青酸カリの約1000倍の強さです。

アニキサスによる食中毒を予防しましょう
生鮮魚介類に付着したアニキサスによる食中毒が発生しています。

目視で確認！鮮度を確かめ、加熱・冷凍で予防！
アニキサスの発生は、鮮度の低下に伴って増加します。鮮度をしっかりと確認し、加熱・冷凍で予防しましょう。

アニキサスの発生は、鮮度の低下に伴って増加します。鮮度をしっかりと確認し、加熱・冷凍で予防しましょう。

アニキサスの発生は、鮮度の低下に伴って増加します。鮮度をしっかりと確認し、加熱・冷凍で予防しましょう。

アニキサスの発生は、鮮度の低下に伴って増加します。鮮度をしっかりと確認し、加熱・冷凍で予防しましょう。

アニキサスの発生は、鮮度の低下に伴って増加します。鮮度をしっかりと確認し、加熱・冷凍で予防しましょう。

毒きのこに注意
毒きのこは、見た目や匂いで判断することができません。毒きのこは、見た目や匂いで判断することができません。

毒きのこは、見た目や匂いで判断することができません。毒きのこは、見た目や匂いで判断することができません。

毒きのこは、見た目や匂いで判断することができません。毒きのこは、見た目や匂いで判断することができません。

毒きのこは、見た目や匂いで判断することができません。毒きのこは、見た目や匂いで判断することができません。

毒きのこは、見た目や匂いで判断することができません。毒きのこは、見た目や匂いで判断することができません。

毒きのこは、見た目や匂いで判断することができません。毒きのこは、見た目や匂いで判断することができません。

毒きのこは、見た目や匂いで判断することができません。毒きのこは、見た目や匂いで判断することができません。

毒きのこは、見た目や匂いで判断することができません。毒きのこは、見た目や匂いで判断することができません。

毒きのこは、見た目や匂いで判断することができません。毒きのこは、見た目や匂いで判断することができません。

毒きのこは、見た目や匂いで判断することができません。毒きのこは、見た目や匂いで判断することができません。

環境保全と廃棄物対策について

令和6年12月23日（月）
今治保健所環境保全課

1

目次

- 1 環境保全課の所掌事務について
環境保全係について
廃棄物指導係について
- 2 土壌を取り巻く問題について

2

環境保全課の所掌事務について

○環境保全係

- ・ 大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染等の規制に関すること
- ・ 公共用水域及び地下水の水質保全に関すること
- ・ 工場・事業場等の監視指導に関すること
- ・ 化学物質等の管理指導に関すること
- ・ 水道に関すること

○廃棄物指導係

- ・ 産業廃棄物処理業の許可に関すること
- ・ 一般廃棄物に関すること
- ・ PCB廃棄物に関すること
- ・ 廃棄物の不法投棄等の防止に関すること
- ・ 土砂条例に関すること
- ・ 自動車リサイクル法に関すること
- ・ 災害廃棄物に関すること

3

土壌を取り巻く問題について

1 土壌に係る関係法令について

- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（土砂条例）

2 公共工事で発見される汚染土壌について

- ・ 管内発生事例について
（玉川ダム工事における建設発生土）

4

4 土壌汚染対策法の概要

目的

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

制度

- ①有害物質使用特定施設の使用を停止したとき (法第3条)
 - 操業を続ける場合には、一時的に調査の免除を受けることも可能 (法第3条第1項ただし書)
 - 一時的に調査の免除を受けた土地で、900㎡以上の土地の形質の変更を行う際には届出を行い、都道府県知事等の命令を受けて土壌汚染状況調査を行うこと (法第3条第7項・第8項)
- ②一定規模以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事等が認めるとき (法第4条)
 - 3,000㎡以上の土地の形質の変更又は現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では900㎡以上の土地の形質の変更を行う場合に届出を行うこと
 - 土地の所有者等の全員の同意を得て、上記の届出の前に調査を行い、届出の際に併せて当該調査結果を提出することも可能 (法第4条第2項)
- ③土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事等が認めるとき (法第5条)
- ④自主調査において土壌汚染が判明した場合に土地の所有者等が都道府県知事等に区域の指定を申請できる (法第14条)

①②においては、土地の所有者等が指定調査期間に調査を行わせ、結果を都道府県知事等に報告する。

要措置区域及び形質変更時要届出区域内の土壌の届出の規制(法第16条、第17条)
 (事前届出、計画の変更命令、運搬基準の遵守)
 汚染土壌に係る管理票の交付及び保存の義務 (法第20条)
 汚染土壌の処理業の許可制度 (法第22条)

区域の指定等

要措置区域 (法第6条)

汚染の採取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域
 土地の所有者等は、都道府県知事等の指示に係る汚染除去等計画を作成し、確認を受けた汚染除去等計画に従った汚染の除去等の措置を実施し、報告を行うこと (法第7条)
 土地の形質の変更の原則禁止 (法第9条)

形質変更時要届出区域 (法第11条)

汚染の採取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域 (採取経路の遮断が行われた区域を含む)
 土地の形質の変更をしようとする者は、都道府県知事等に届出を行うこと (法第12条)

汚染の除去が行われた場合には、区域の指定を解除

指定調査機関の信頼性の向上 (指定の更新、技術管理者^{*}の設置等) (法第32条、第33条)
 土壌汚染対策基金による助成 (汚染原因者が不明・不存在で、費用負担能力が低い場合の汚染の除去等の措置への助成) (法第45条)

(*)指定調査機関は検査等を行う機関であり、この者の任命・監督の下、調査を実施する。技術管理者は調査結果を第一等の真実確保を有する必要がある。資格取得のため受験試験を受けることが多。

愛媛県土砂条例の概要

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止に関する条例の概要

改正土砂条例 令和2年5月1日完全施行

1 「土砂等の埋立て事業」を行う事業者の方へ

愛媛県では、「愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止に関する条例 (土砂条例)」に基づいて、土砂等の埋立て等について必要な規制を行っています。

- ① 条例の対象となる「土砂等」とは「土砂等」とは、「土砂及びこれに混入し搬入した物 (廃棄物を除く)」であり、ここでいう「土砂」とは、地盤、地盤、海底等を掘削するなどして採取された土や砂です。
- ② 条例で規制の対象とされる「土砂等の埋立て等」とは「土砂等の埋立て等」とは、土砂等を埋立て、堆積する行為であり、宅地造成に伴う埋立て (盛り上げ) や埋立発生土の一時堆積 (仮置き) などを含みます。

[規 制 対 象]



条例の趣旨・目的

廃棄物まがいの土砂等の埋立て等を規制するため、土壌汚染や農地などによる災害発生を未然防止を基本に置き、違反者に対しては厳しい罰則を科すことにより、結果として産業廃棄物の不法投棄を防ぐことを目的に制定。

主な規制の内容

- 土砂基準不適合土砂等の埋立て等の禁止、土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置の義務付け、不適正な埋立て等後2年間の水質モニタリング等の義務付け
- 3,000㎡以上の土砂等の埋立て等々許可制
 - 特定事業の許可申請前の住民説明会の開催
 - 土砂等の搬入3日前に、採取場所ごと、5,000㎡ごとに搬入届の届出
 - 土砂搬入時における廃棄物等の搬入防止のための原簿検査の実施
 - 土砂等の搬入状況 (採取場所、搬入量、原簿検査結果等) を記載した土砂等管理台帳の作成・保管 (県外土砂等は更に詳細な運搬履歴、写真等を添付)
 - 6ヶ月ごとに特定事業に使用された土砂等の量の報告、6ヶ月ごと (※) に土壌や水質の検査等の実施・報告 (※長期：年ごとの測定は事業完了時の1回のみ)
 - 不適正な埋立て等や県外土砂等による埋立て等の事業完了後2年間の水質モニタリングの義務付け
- 違反者には改善命令、措置命令、罰則を適用
 - 無許可埋立て、措置命令違反等 … 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
 - 改善命令違反 … 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
 - 無届又は報告違反等 … 50万円以下の罰金 等

2 土砂等の埋立て等を行う全ての方へ (3,000㎡未満の土砂等の埋立て等も含め、一律規制)

愛媛県内において、土砂等の埋立て等を行う場合は、埋立て等の規模や許可の有無にかかわらず、すべて土砂条例の規制が適用されます。

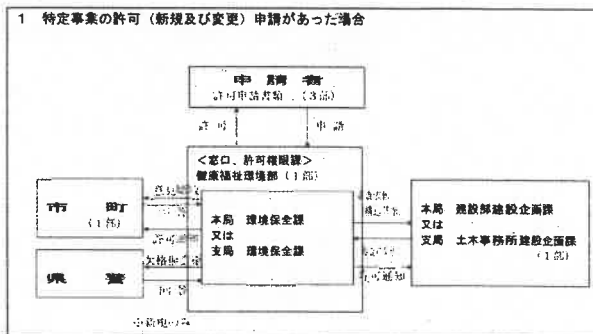
- 土砂基準に適合しない土砂等を使用した埋立て等の禁止
- 埋立て等に使用された土砂等の崩落・飛散・流出による災害発生防止措置の実施
- 県による報告徴収及び立入検査等
- 土壌汚染・水質汚濁防止措置、崩落等の防止措置に係る命令等に違反した場合は、2年以下の懲役又は百万円以下の罰金等

※ 土砂基準や水質基準に適合しない埋立て等が行われた場合や災害が発生した場合等には、当該埋立て等をした者又は土地提供者に対し、搬去、2年間の水質モニタリングなどの責任が課される場合があります。

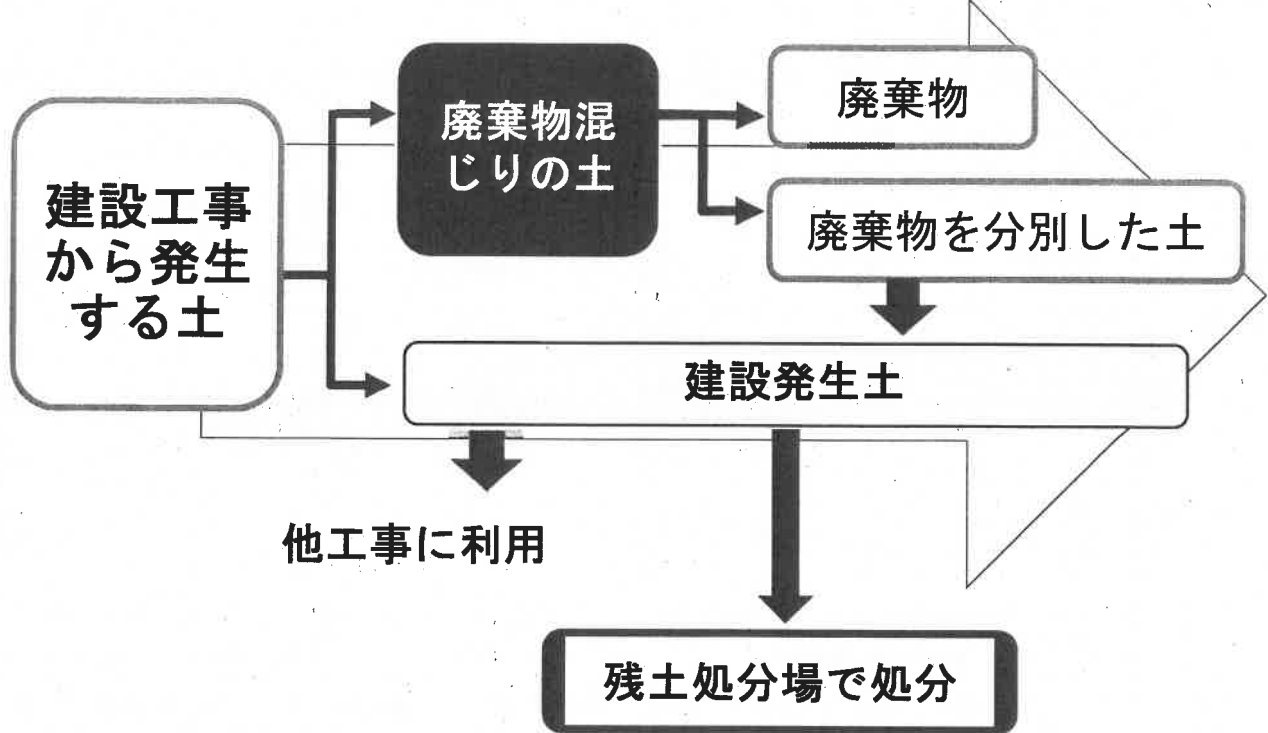
① 埋立てに使用する土砂等に、がれきりなどの廃棄物等が混入しないよう十分注意してください。

3 3,000㎡以上の埋立て等を行う方へ

3,000㎡以上の土砂等の埋立て等 (特定事業) を行う場合は、事前に知事の許可を受けなければなりません。



建設工事から発生する土の搬出先等



7

玉川ダムCCTV（ダム施設監視カメラ）設備更新工事建設発生土における土砂基準超過について

- 1 発覚の経緯について
- 2 応急措置及び恒久措置について

■位置図



8